

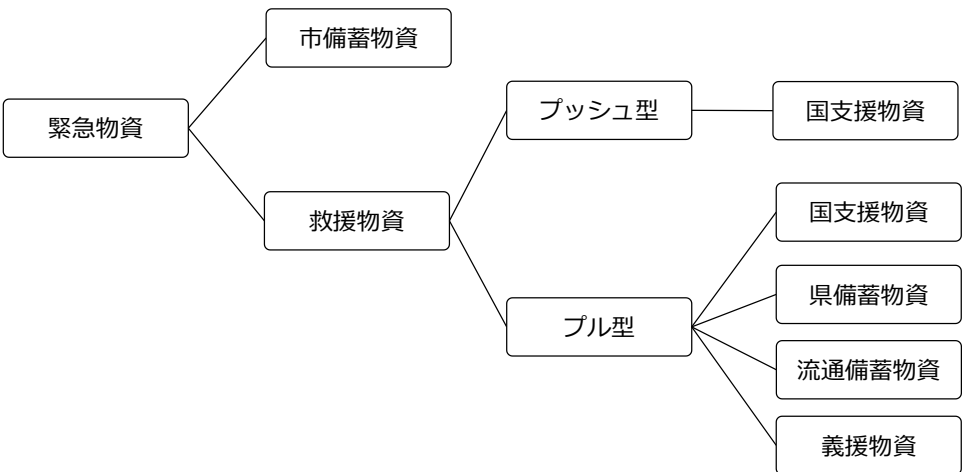
# 香美市備蓄計画

令和4年12月  
高知県香美市



# 1 用語の定義

本計画で用いる用語の意義は以下のとおりとする。

用語	意義
物資	食料、飲料水及び生活必需品をいう。
個人物資	災害に対する備えとして、平時から各個人が備蓄している物資をいう。
緊急物資	<p>個人物資で対応することができない部分について対応するための物資をいう。 その体系は次のとおりとなる。</p>  <pre> graph LR     A[緊急物資] --&gt; B[市備蓄物資]     A --&gt; C[救援物資]     C --&gt; D[プッシュ型]     C --&gt; E[プル型]     D --&gt; F[国支援物資]     E --&gt; G[国支援物資]     E --&gt; H[県備蓄物資]     E --&gt; I[流通備蓄物資]     E --&gt; J[義援物資]                     </pre>
市備蓄物資	災害に対する備えとして、平時から市が備蓄している物資をいう。
救援物資	個人物資で対応することができない部分について、市備蓄物資で対応してもなお対応することができない部分がある場合に、当該部分について対応するための物資をいう。
県備蓄物資	災害に対する備えとして、平時から県が備蓄している救援物資をいう。
義援物資	被災者を支援するために善意に基づき寄付される救援物資をいう。
国支援物資	国が調達し、被災府県を支援する救援物資をいう。
流通備蓄物資	県又は市町村が協定等に基づき民間から調達する救援物資をいう。
プッシュ型	物的支援において、要請を待たずに必要なものを予測して供給する方式をいう。
プル型	物的支援において、要請を受けてニーズに応じた必要なものを供給する方式をいう。
L2	「レベル2地震」の略。最大級の地震を意味する。なお、これに対し、「L1」は「レベル1地震」を略したもので、中規模の地震を意味する。
防災基本計画	「防災基本計画」(令和3年5月修正 中央防災会議)をいう。
県地域防災計画	「高知県地域防災計画」(令和4年3月修正 高知県防災会議)をいう。
市地域防災計画	「香美市地域防災計画」(令和4年2月修正 香美市防災会議)をいう。
県備蓄方針	「高知県備蓄方針」(令和3年6月 高知県)をいう。
備蓄	市備蓄物資として備蓄し、又は応援協定の締結等により流通備蓄を確保することをいう。
備蓄量	市備蓄物資として備蓄し、又は流通備蓄として調達する数量をいう。

## 2 備蓄の基本的な考え方

### (1) 県備蓄方針に基づく備蓄の実施

県備蓄方針は、県内全ての市町村が実施すべき備蓄の統一した要点を定めたものであることから、これに基づく備蓄を実施する。

### (2) 最大級の災害を想定した備蓄の推進

本市で起こり得る最大級の災害である南海トラフ巨大地震（L2）が発生した場合を想定して、物資の備蓄を推進する。

### (3) 物資の対応期間

#### ① 第1フェーズ（発災後3日間）

南海トラフ巨大地震（L2）が発生した場合、その直後からいたるところで混乱が起こるとともに、社会インフラの被害により、社会・経済活動にも大きな影響を及ぼし、外部からの支援は期待できない。

このことを踏まえ、第2フェーズに移行するまでの発災後3日間は、個人物資による対応を原則とするが、やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、市備蓄物資や流通備蓄物資をもって対応する。

#### ② 第2フェーズ（発災後4日目から7日目まで）

発災後は、被災地方公共団体は正確な情報把握に時間を要し、また、民間企業による物資の供給能力も低下しているため、被災地方公共団体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されるため、国は、県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠な物資を調達し、緊急輸送を開始する。

このプッシュ型による国支援物資は、発災後4日目から7日目までの間に行われることとなっている。

#### ③ 第3フェーズ（発災後8日目以降）

プッシュ型による国支援物資の供給が終わった発災後8日目以降は、その時のニーズに対応した物資を調達することとなる。なお、物資としては、義援物資、流通備蓄物資又はプル型による国支援物資が想定される。

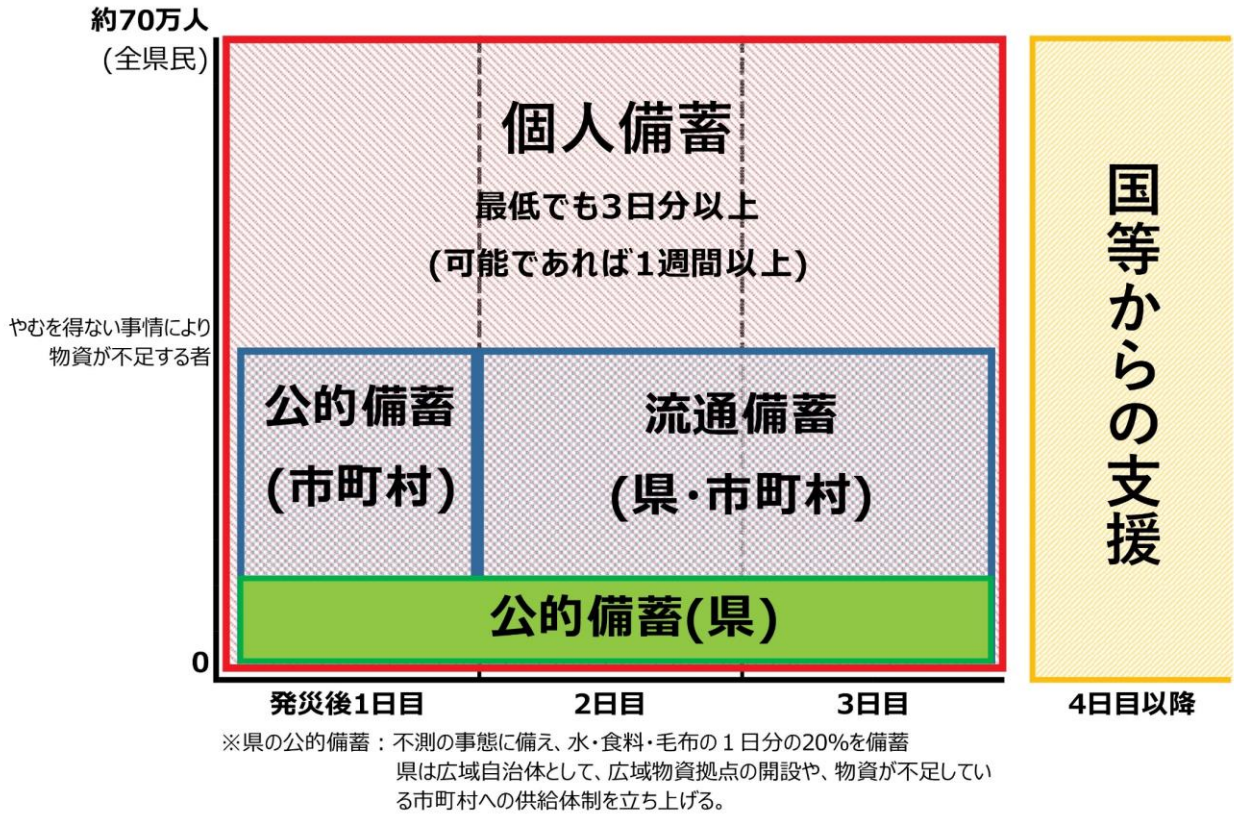
	発災後の時間経過							
	第1フェーズ			第2フェーズ				第3フェーズ
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降
香美市	市備蓄物資							
避難者	個人物資							
県	県備蓄物資							
国				国支援物資(プッシュ型)				国支援物資(プル型)
協定先等			流通備蓄物資					流通備蓄物資
その他								義援物資

【備考】 破線矢印は適宜対応とすることとなっている物資を意味する。

(4) 地域の実情を踏まえた備蓄の推進

県備蓄方針では、下図に示すとおり、発災後3日間のうち、1日分を市備蓄物資、残り2日分を流通備蓄物資とすることを原則としているが、その一方で、地域の実情を踏まえた備蓄を実施するようにも定めている。

本市の社会インフラや民間供給能力など市勢を総合的に勘案すると、発災直後は、県備蓄方針の原則的な運用では対応することが困難であると想定されるため、地域の実情を踏まえた備蓄を実施する。



《出典》 県備蓄方針「図1：高知県の備蓄の基本的なイメージ」

(5) 物資の範囲

物資の範囲は、避難者の避難生活に必要な食料、飲料水及び生活必需品、炊き出しに必要な原材料、燃料及び資機材とする。

なお、災害時に必要とする物資としては、これらの物資以外にも、広義的には、災害応急対策活動従事者の食料及び飲料水並びに災害応急対策活動に必要な燃料、事務用品及び資機材なども含まれるが、これらは、別途、個別に、計画的に備蓄を推進すべきである。

(6) 物資の供給対象者

物資の供給対象者は、市域に滞在する避難者とする。

避難者とは、具体的には、指定避難所で避難生活をする避難者（以下「避難所避難者」という。）及び指定避難所以外の場所又は施設で避難生活をする避難者（以下「避難所外避難者」という。）をいい、おおむね次のように分類する。なお、本市滞在中に災害に遭遇した帰宅困難者についても避難者として取扱うものとする。

① 避難所避難者

ア 避難のための立退きを行った者であって、避難のために必要な間指定避難所に滞在させてい

る者

イ 自ら居住の場所を確保することが困難であるため、一時的に指定避難所に滞在させている被災住民その他の被災者

② 避難所外避難者

ア 在宅避難者

イ 自主避難所、知人・親戚宅その他の施設又は場所で避難生活をする者

### 3 重要 11 品目

#### (1) 基本 8 品目

内閣府は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー及び生理用品を「基本 8 品目」とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品と位置付けている。

本計画では、これを踏まえ、飲料水、食料、毛布、ミルク、生理用品、おむつ、トイレ及びトイレットペーパー並びにこれらに類するものを「基本 8 品目」と位置付ける。

#### (2) 特定品目

物資の中には、供給対象者の範囲が限られているものがある。例えば、基本 8 品目については、毛布、ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ及び生理用品は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 3 年 5 月 21 日 中央防災会議幹事会）や県備蓄方針において、その供給対象者をそれぞれ、避難所避難者、0 歳児、0～2 歳児、要介護の高年齢者（寝たきり高齢者）及び 12～51 歳の女性と想定されている。

本計画では、これらの想定を踏まえ、毛布、ミルク、生理用品、乳児・小児用おむつ及び大人用おむつ並びにこれらに類するもの（以下「特定品目」という。）の供給対象者として位置付ける。

#### (3) 重要 11 品目

香美市地域防災計画で定める食料及び飲料水並びに簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資を「重要 11 品目」と位置付ける。

なお、上記（1）及び（2）の品目との関係性は下表のとおり。

品目				重 要 11 品目	基 本 8 品目	特 定 品 目	
食料	食料			○	○	—	
	ミルク				○	○	
飲料水				○	○	—	
生活必需品	常備薬			○	—	—	
	簡易トイレ			○	○	—	
	マスク			○	—	—	
	消毒液			○	—	—	
	毛布等避難生活に必要な物資	日用品	衛生用品	トイレットペーパー	○	○	—
				おむつ		乳児・小児用おむつ	○
			大人用おむつ			○	○
			生理用品	○		○	
		その他の日用品		—		—	
		被服、寝具及び身の回り品	被服			—	—
			寝具	毛布		○	○
その他の寝具	—			—			
身の回り品		—	—				
炊事用具及び食器		炊事用具	—	—			

		食器		-	-
	光熱材料			-	-
	簡易ベッド		○	-	-
	パーティション		○	-	-
	炊き出し用具		○	-	-
	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資		○	-	-

#### (4) 災害救助法による現物支給

「重要 11 品目」について、災害救助法を適用し、現物支給するときは、その対象範囲に留意する必要がある。

災害救助法の適用の対象範囲は次表のとおり。



品目		災害救助法による現物支給				
		①炊き出しその他食品の給与	②飲料水（飲料用以外を含む）の供給	③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
食料	食料	主食、副食、握り飯、調理済み食品、パン、弁当等				
	ミルク					
飲料水			(真にやむを得ないときの水の購入)			
生活必需品	常備薬					
	簡易トイレ					
	マスク					
	消毒液					
	毛布等避難生活に必要な物資	日用品	衛生用品	トイレトペーパー	トイレトペーパー	
				おむつ	乳児・小児用おむつ	乳児・小児用おむつ
					大人用おむつ	大人用おむつ、尿取りパッド
				生理用品	生理用品	
				その他の衛生用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、汚物処理袋、ストーマ用装具等の消耗器材等	
	その他の日用品			電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット、扇風機、掃除・洗濯用品等		
	被服、寝具及び身の回り品	被服	被服	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ等		
			寝具	毛布	毛布	
		その他の寝具		タオルケット、布団、枕、寝間着等		
	身の回り品	身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等			
	炊事用具及び食器	炊事用具		炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等		
		食器		茶碗、皿、箸等		
	光熱材料	燃料		マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等		
	簡易ベッド					
	パーティション					
	炊き出し用具		(③の炊事用具による)			
新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資						

[備考] 1 「①炊き出しその他食品の給与」については、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

2 「②飲料水（飲料用以外を含む）の供給」については、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とする。

#### 4 南海トラフ巨大地震の被害想定

県が公表した「[高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成 25 年 5 月公表。以下「県被害想定」という。）は、平成 17 年度国勢調査の各市町村の人口を使用して算出したものである。また、広域避難や応急期機能配置計画等、想定避難者を検討する際は、より現実的な計画となるように、人口減少を考慮するものとされている。

このことから、本計画では、最新の令和 2 年度国勢調査の結果を用いて、人口減少を踏まえた上で、想定避難者数を設定する。

##### (1) 県被害想定に基づく想定避難者数の算定

###### ① 算定要件

県最大の想定避難者数（L 2 陸側×ケース 4、冬 18 時）に、国勢調査を反映した人数を用いる。なお、これは、県が広域避難等を考える際に、各市町村での考え方を統一するための要件である。

###### ② 人口減少率の計算式

人口減少率＝平成 17 年度国勢調査の本市の人口／令和 2 年度国勢調査の本市の人口

平成 17 年度国勢調査の人口	令和 2 年度国勢調査の人口	人口減少率
30,257 人	26,513 人	87.6%

###### ③ 想定避難者数、想定避難所避難者数及び想定避難所外避難者数

想定避難者数、想定避難所避難者数及び想定避難所外避難者数は、それぞれ平成 25 年 5 月公表の人数に人口減少率を乗じて算定する（一の位切り上げ）。

※ 避難者とは、避難所避難者及び避難所外避難者のことであるから、理論上は、想定避難所避難者数に想定避難所外避難者数を加えた人数が想定避難者数となるが、想定避難者数、想定避難所避難者数及び想定避難所外避難者数は、個別に算出されているため、理論どおりにはならない。

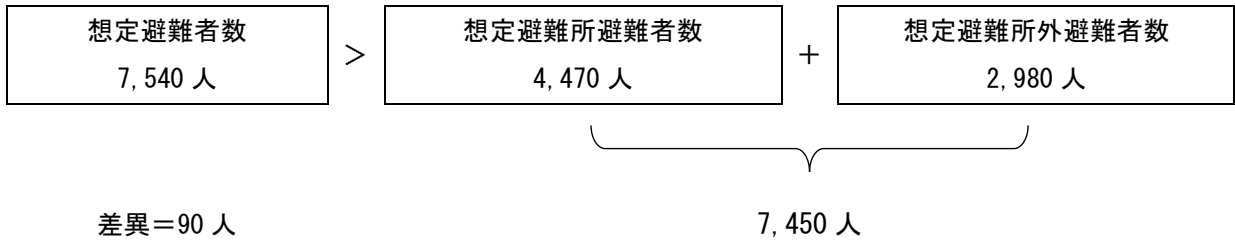
※ 想定避難所避難者数については、「令和 2 年国勢調査を反映した想定避難者数の更新について（通知）」（令和 4 年 1 月 12 日付け 3 高地震第 326 号高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長通知）により通知されている。

	発災 1 日後の想定			発災 1 週間後の想定		
	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数
平成 25 年 5 月公表	8,600 人	5,100 人	3,400 人	11,000 人	5,700 人	5,700 人
人口減少率を乗じた 算定結果	7,540 人	4,470 人	2,980 人	9,640 人	5,000 人	5,000 人

(2) 想定避難者数の調整

物資量の計算においては、避難者、避難所避難者及び避難所外避難者を理論上の関係で考える必要があることから、上記(1)の③で算定した結果について、以下のとおり調整を加える。

① 発災1日後の想定避難者数

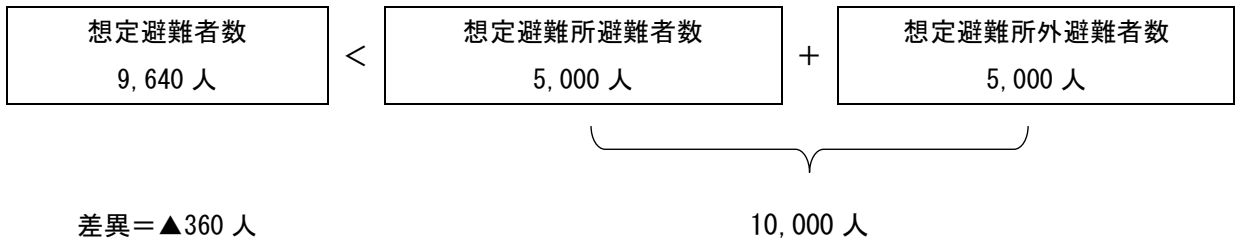


全避難所の想定収容人数の合計は、避難所運営マニュアル上8,588人、指定避難所の指定のない施設を除くと5,236人である。最大限避難所避難者を収容するものとして想定避難所避難者数に差異分90人を加えても、これらの想定収容人数を上回ることから、差異分は想定避難所避難者として取扱うように調整する。

※ 避難所避難者及び避難所外避難者への物資の供給は、ともに供給拠点で行われることから、差異分をいずれに加算しても結果としては同じである。

	発災1日後の想定		
	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数
人口減少率を乗じた算定結果	7,540人	4,470人	2,980人
調整後	7,540人	4,560人	2,980人

② 発災1週間後の想定避難者数



想定避難所避難者数は、全避難所の想定収容人数を下回ることを踏まえた上で、想定避難所避難者数に想定避難所外避難者数を加えて得た値を想定全体避難者数として取扱うように調整する。

	発災1週間後の想定		
	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数
人口減少率を乗じた算定結果	9,640人	5,000人	5,000人
調整後	10,000人	5,000人	5,000人

### (3) 特定品目の供給対象者

#### ① 発災1日後の特定品目の供給対象者

	人口比率	想定避難者数	想定避難所 避難者数	想定避難所外 避難者数
特定品目の供給対象者		7,540人	4,560人	2,980人
うち0歳児	0.547%	50人	30人	20人
うち0～2歳児	1.650%	130人	79人	51人
うち12～51歳女性	17.270%	1,310人	792人	518人
うち寝たきり高齢者	0.500%	40人	24人	16人

- [備考]
- 0歳児、0～2歳児及び12～51歳女性については、令和2年度国勢調査の人口比率を使用した。
  - 寝たきり高齢者については、県備蓄方針に示される人口比率を使用した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難者数は、人口比率を乗じ、一の位を切り上げて算定した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難所避難者数は、特定品目の供給対象者別の想定避難者数に市域における想定避難者数に占める想定避難所避難者数の割合を乗じて算定した。その際、小数点以下第1位を四捨五入して調整した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難所外避難者数は、特定品目の供給対象者別の想定避難者数から特定品目の供給対象者別の想定避難所避難者数を差し引いて算定した。

#### ② 発災1週間後の特定品目の供給対象者

	人口比率	想定避難者数	想定避難所 避難者数	想定避難所外 避難者数
特定品目の供給対象者		10,000人	5,000人	5,000人
うち0歳児	0.547%	60人	30人	30人
うち0～2歳児	1.650%	170人	85人	85人
うち12～51歳女性	17.270%	1,730人	865人	865人
うち寝たきり高齢者	0.500%	50人	25人	25人

- [備考]
- 0歳児、0～2歳児及び12～51歳女性については、令和2年度国勢調査の人口比率を使用した。
  - 寝たきり高齢者については、県備蓄方針に示される人口比率を使用した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難者数は、人口比率を乗じ、一の位を切り上げて算定した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難所避難者数は、特定品目の供給対象者別の想定避難者数に市域における想定避難者数に占める想定避難所避難者数の割合を乗じて算定した。その際、小数点以下第1位を四捨五入して調整した。
  - 特定品目の供給対象者別の想定避難所外避難者数は、特定品目の供給対象者別の想定避難者数から特定品目の供給対象者別の想定避難所避難者数を差し引いて算定した。

## 5 備蓄計画

### (1) 備蓄方針

災害発生直後に必要な緊急物資について、平時から確保するように努める。その際、発災直後は深刻な物資不足に陥るとともに、また、電気、ガス、水道、通信、道路などのライフラインの寸断により、物資の確保が困難となり、特に、発災後3日間は、外部からの支援も期待できず、備蓄していた個人物資及び市備蓄物資により対応することとなることが予想されること等を総合的に勘案する。

#### ① 個人物資の備蓄の推進

市民が最低3日分以上（推奨1週間以上）の個人物資を備蓄するように、広報誌やホームページに掲載するなどして啓発を行う。具体的には、例えば、非常時に必要なものを持ち出すための非常持出袋、あると便利な物資の種類、継続的に適切に備蓄するためのローリングストック法などの紹介が考えられる。

- ・ 災害対策基本法第7条第3項において、「地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずる」と定められており、また、防災基本計画において「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。」と定められている。
- ・ 県地域防災計画において、一人当たりの必要量として、3日分の個人物資の備蓄を推進する旨の定めがある。
- ・ 市地域防災計画において、住民は、「自らの安全は自ら守る」という「自助」意識をもち、災害に対する備えとして、食品、飲料水、その他の生活必需物資について、最低3日分以上（可能であれば7日以上）の備蓄を推進することとしており、また、そのために広報紙等により啓発することとしている。
- ・ 個人備蓄として備蓄する食料及び飲料水については、「災害時に備えて食品の家庭備蓄を始めよう～乳幼児や高齢者向けの情報もご紹介～」(令和元年8月 農林水産省)や「災害時の食の備え～南海トラフ地震に備えちよき～(2014改訂版)」(高知県／高知県食生活改善推進協議会)が参考となる。

#### ② やむを得ない事情により物資が不足する者への対応

やむを得ない事情により物資が不足する者に対応するため、次のとおり市備蓄物資及び流通備蓄物資の確保を推進する。

ア 基本8品目については、防災備蓄倉庫等の保管スペース等を考慮したうえで、発災後3日間に対応する数量を限度に市備蓄物資として確保するとともに、流通備蓄物資として調達することができるよう企業等との応援協定の締結を進める。

イ 基本8品目以外については、流通備蓄物資として調達することができるよう企業等との応援協定の締結を進めるとともに、防災備蓄倉庫等の保管スペース等を考慮したうえで、可能な範囲内で市備蓄物資として確保する。

- ・ 県備蓄方針において、「やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、基礎自治体である市町村の公的備蓄及び市町村の流通備蓄により対応するものとし、県は広域自治体として市町村を補完する立場から、不測の事態に備えた公的備蓄の充実とともに調達体制の整備を図る。」と定められている。
- ・ 市地域防災計画において、物資の備蓄を推進するとともに、調達計画を策定し体制を整備するように定められている。

#### ③ 市備蓄物資及び流通備蓄物資の確保

市備蓄物資及び流通備蓄物資の物資量は、上記4「南海トラフ巨大地震の被害想定」を勘案し

て確保する。なお、流通備蓄物資は、発災後3日間に対応する個人備蓄及び市備蓄物資（基本8品目）並びに発災後4日目から7日目までに対応するプッシュ型による国支援物資（基本8品目）を供給してもなお不足する部分に対応するものであること、特に、発災1週間後以降は、これらの物資も供給し尽くし、プル型による救援物資を調達し、供給することとなることに留意する。

## （2）備蓄基準

市備蓄物資及び流通備蓄物資の備蓄量の基準は、以下のとおりとする。

### ① 食料

品目	備蓄量	備蓄品目（例）
食料	1人につき3食/日	アルファ米（特定アレルギー不使用を含む。）、乾パン、即席粥、缶詰
食料（炊き出し用）	必要と認められる数量	主食、副食、握り飯、調理済み食品、パン、弁当等
ミルク	1人につき1リットル/日	液体ミルク等

〔備考〕 1 基本8品目の一つである食料（炊き出し用を除く。）及びミルクは、高知県備蓄方針に示される最低限必要な1人当たりの数量を参考に、市備蓄物資として確保すべき備蓄量を設定する。なお、備蓄品目（炊き出し用を除く。）については、発災直後は加熱調理が困難であることや、水分の補給、エネルギーの確保、緊急性を要する要配慮者への食事に配慮し、缶詰やレトルト食品、既製品とする。

2 食料（炊き出し用）については、災害時の栄養・食生活支援に関して「高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン Ver. 2」（令和3年3月 高知県）を、調理品目に関して「赤十字奉仕団 災害時炊き出し用レシピ集」（平成28年2月26日発行 日本赤十字社）、「災害時の食の備え～南海トラフ地震に備えちよき～ 改訂版」（2014改訂 高知県・高知県食生活改善推進協議会）等を、それぞれ参考とする。

### ② 飲料水

品目	備蓄量	備蓄品目（例）
飲料水	1人につき3リットル/日	保存水（ペットボトル）
給水用資機材	必要と認められる数量	給水タンク、ポリ容器、給水袋、小型浄水装置等

〔備考〕 基本8品目の一つである飲料水は、食料と同様に、高知県備蓄方針に示される最低限必要な1人当たりの数量を参考に、市備蓄物資として確保すべき備蓄量を設定する。なお、備蓄品目については、ペットボトルの保存水とする。

飲料水は、生活用水との区別を明確にすることは困難であることから、飲料水には生活用水を含むものとして取扱う。

### ③ 生活必需品

品目		備蓄量	備蓄品目（例）	
常備薬		必要と認められる数量	必要と認められる常備薬	
簡易トイレ		50人につき1基	簡易トイレ、災害用トイレテント等	
マスク		必要と認められる数量	使い捨てマスク等	
消毒液		必要と認められる数量	アルコール手指消毒液等	
毛布等避難生活に必要な物資	日用品	トイレットペーパー	1人につき8m/日	トイレットペーパー
		乳児・小児用おむつ	1人につき8枚/日	紙おむつ
		大人用おむつ	1人につき8枚/日	紙おむつ、尿取りパッド
		生理用品	1人につき30×1/7×1/4枚/日	生理用品
		汚物処理袋	1人につき5枚	汚物処理袋
	その他	必要と認められる数量	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、汚物処理袋、ストーマ用装具等の消耗器材、電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット、扇風機、掃除・洗濯用品等	
	被服、寝具及び身の回り品	毛布	1人につき2枚	毛布、アルミシート等
		その他	必要と認められる数量	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ等、タオルケット、布団、枕、寝間着、タオル、靴下、靴、サンダル、傘等
	炊事用具及び食器		必要と認められる数量	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
	光熱材料		必要と認められる数量	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等
簡易ベッド		必要と認められる数量	簡易ベッド等	
パーティション		必要と認められる数量	パーティション、テント（プライベートルーム）等	
炊き出し用具		必要と認められる数量	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等	
新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資		必要と認められる数量	別表のとおり	

- 〔備考〕
- 生活必需品のうち基本8品目に分類されるものについては、高知県備蓄方針に示される最低限必要な1人当たりの数量を参考に、市備蓄物資として確保すべき備蓄量を設定する。
  - 「簡易トイレ」については、簡易トイレのほか、トイレ環境の整備を目的として、簡易トイレと同じ数量の災害用トイレテントを確保する。
  - 「生理用品」については、生理の頻度を4週間に1回、生理期間を7日間、その期間の必要量を1人当たり30枚とした。
  - トイレの回数を1人当たり1日5回とし、1回につき1枚消費するものとして、1人当たり1日5枚とした。

#### 別表 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資

分類	備蓄品目（例）
避難所運営スタッフの個人用防具	身体の防護具（ガウン等）、目の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、使い捨てマスク、使い捨て手袋等
衛生環境対策用物資	使い捨てマスク、消毒液（アルコール手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）、体温計（非接触型検温計又は体温計）、除菌用アルコールシート、受付用パーティション等

### (3) 市備蓄物資の保管・管理

#### ① 物資調達・輸送調整等支援システムによる保管・管理

内閣府は、近年の大災害において課題となった物資の支援について「物資調達・輸送調整等支援システム」を開発し、令和2年度から運用を開始している。これにより、政府や自治体は、市区町村の物資拠点や避難所までの物資の供給ステータス情報を把握し、一体的に管理・情報共有することが可能となった。

なお、平時に保管・管理する市備蓄物資の情報についても、このシステムで一元管理することとなっているため、更新時等には、当該情報の更新を遅滞なく行う。

#### ② 更新等

ア 市備蓄物資は、保存期限（品質保証期限、賞味期限等）までに更新するものとし、常に備蓄量の基準を満たすように努める。なお、保存期限を迎える市備蓄物資については、やむを得ない事由により廃棄する場合を除き、防災教育、防災訓練、その他公益性のある事業等に有効に活用する。

イ 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しにより、市備蓄物資の在庫が過剰となる場合には、備蓄量の基準を超える部分について、保存期限を勘案して、防災教育、防災訓練、その他公益性のある事業等に有効に活用して差し支えない。ただし、その有効活用が一時的なものとならないように、活用する量を段階的に調整する等の工夫をする。

### (4) 市備蓄物資の備蓄方法

市備蓄物資は、保管・管理する物資量と災害時の供給拠点の設置数を総合的に勘案し、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により、その備蓄を推進する。

#### ① 集中備蓄

市備蓄物資は、発災後3日間に対応するためのもので、その物資量は、県被害想定に基づく避難者数に対応する数量となることから、防災備蓄倉庫2拠点で集中的に保管・管理する。

#### ② 分散備蓄

広大な市域には、指定避難所となる施設が数多く点在しており、災害時に緊急物資の供給拠点を置くこととなるが、災害状況に応じて迅速かつ円滑に市備蓄物資を供給するためには、備蓄の分散化が必要不可欠である。このため、指定避難所での保管を基本に分散備蓄を推進する。

### (5) 応援協定の内容

流通備蓄物資として調達することができるようにあらかじめ企業等と締結する応援協定は、おおむね次に掲げる項目を定める。

#### ① 応援要請の方法

次に掲げる事項を明らかにした上で、原則として、書面により要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に書面を提出する。

ア 供給期間

イ 供給物資の内容及び供給量

ウ 引渡し場所

エ 配送方法

オ 人員の派遣

カ その他物資の供給に必要な事項



② 供給物資の範囲

応援要請の際に、供給物資の内容を具体的に指定することができるように、供給物資の品目を分類し、整理する。

③ 物資の配送及び引渡しの方法等

市が協定先の指定する場所で物資の引渡しを受ける場合と、市が協定先に引渡し場所を指定して物資を配送してもらう場合がある。また、その際には、災害応急対策活動における人員不足に伴い、協定先に人員の派遣を併せて要請することも想定される。

④ 費用負担

物資代金、配送料、人件費など、費用負担の所在や取引上の取扱いを定める。

⑤ その他必要事項

連絡体制、損害賠償、その他必要な事項を定める。



香美市備蓄計画

---

令和4年12月 作成

高知県香美市

---